

## 違法駐車車両の移動若しくは保管又は保管車両に係る公示をした場合の負担金の額を定める規則

制定	昭和 48 年県規則第 16 号
改正	昭和 50 年県規則第 28 号
改正	昭和 54 年県規則第 47 号
改正	昭和 58 年県規則第 47 号
改正	昭和 60 年県規則第 59 号
改正	昭和 62 年県規則第 23 号
改正	昭和 62 年県規則第 74 号
改正	平成 10 年県規則第 8 号
改正	平成 15 年県規則第 104 号
改正	平成 16 年県規則第 89 号
改正	平成 29 年県規則第 61 号

(原文縦書き)

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 51 条第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項又は第 9 項の規定により車両重量（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条第 1 項の自動車検査証に記載された車両重量をいう。）2,000 キログラム未満の違法駐車車両の移動若しくは保管又は保管車両に係る公示をした場合において、法第 51 条第 15 項の規定により当該車両の運転者等又は使用者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額は、同条第 16 項の規定により、次のとおりとする。

- 1 移動に要した費用 12,000 円
- 2 保管に要した費用 車両を保管した場所における駐車料金に相当する額
- 3 公示に要した費用 官報の公告料に相当する額

**附 則**(昭和 48 年 3 月 30 日岐阜県規則第 16 号)

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(昭和 50 年 4 月 1 日岐阜県規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和 54 年 4 月 1 日岐阜県規則第 47 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の違法駐車車両を移動した場合に徴収する費用の額を定める規則は、同日以後に移動した車両に適用する。

**附 則**(昭和 58 年 4 月 1 日岐阜県規則第 47 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和 60 年 9 月 3 日岐阜県規則第 59 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和 62 年 3 月 31 日岐阜県規則第 23 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(昭和 62 年 9 月 25 日岐阜県規則第 74 号)

この規則は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 10 年 3 月 20 日岐阜県規則第 8 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、改正後の違法駐車車両の移動、保管、公示その他の措置を講じた場合の負担金の額を定める規則の規定は、同日以後に移動した車両について適用する。

**附 則**(平成 15 年 9 月 1 日岐阜県規則第 104 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 16 年 10 月 29 日岐阜県規則第 89 号)

この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 29 年 5 月 12 日岐阜県規則第 61 号)

この規則は、平成 29 年 5 月 12 日から施行する。